

佐賀型観光プロダクツ造成プロデュース事業 募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大以降、変化した旅の形態や多様化したニーズの中で、佐賀県が旅先へと選ばれるために、新たに旅行者を対象とした商品やサービスの造成及び開発に挑戦する事業者が行うクラウドファンディングによる資金調達を推進し、佐賀県の観光振興に寄与することを目的とする。

2 内容

クラウドファンディングによって観光プロダクツの造成を行う県内事業者（以下「起案者」という。）の支援を行う企業（以下、「ファンドレーザー」という。）に対して、資金調達額の一部をファンドレーザーに助成する。

3 事業期間

(1) 令和5年4月13日から令和6年1月31日まで

(2) 本事業の実施期間は、助成金の交付決定日から令和6年1月31日まで。

この実施期間内に、資金調達及び事業着手を行い、精算書類の提出を済ませること。

期間内に完了できなかった場合は、助成金の交付を受けられない場合があるので注意すること。

4 対象事業

(1) 対象となる起案者については、下記を満たすものとする。

- ・ 県内で現在又は今後、旅行者を対象とした佐賀県への来訪のきっかけとなるような新たな観光プロダクツ造成の取組を行う事業者・団体で代表者、役員及び従業員が「佐賀県暴力団排除条例」に規定する暴力団及び暴力団員ではない者。

(2) 対象となるファンドレーザーについては、クラウドファンディング分野について専門的知識を有し、過去に資金調達成功実績を持つもの。

ただし、下記に該当する者は対象とはしない。

- ・ 起案者とファンドレーザーが同一であるもの。
- ・ 起案者とファンドレーザーが親会社、子会社の関係である、又は同一の人物が双方の企業の役員を兼ねている等、両社間に特別の利害関係があると見なされるもの。
- ・ 国又は地方公共団体から、同一の対象経費に対し他の助成金の交付及び助成金に関する支援を受けているもの。

5 対象事業の事前確認

(1) ファンドレーザーは、当該事業による助成金の活用を希望する資金調達の支援を行う予定があるときは、その支援事業が、当該事業の対象となる事業として認められるか否かの

確認を行うため、原則として資金調達の開始前までにこの要領に定める 申請書（様式第 1-1・2号）をもって申請を行う。

なお、この申請書の提出に当たって、ファンドレーザーは、あらかじめ起案者に申請書現物を提示の上、「起案者確認欄」の記載内容について確認を行い、起案者の合意を得てから行うものとする。

- (2) 一般社団法人 佐賀県観光連盟（以下、「連盟」という。）は、ファンドレーザーから申請書による申請があった場合は、その対象事業としての適否を審査し、結果を通知する。

なお、この過程において、当連盟は、ファンドレーザーから提出された申請書を起案者に対して送付し、当該事業について、起案者が、提出のあったファンドレーザーから資金調達の支援を確実に受けている旨を確認する。

- (3) ファンドレーザーは、申請書を提出し、当連盟から認定通知を受けた後、当該案件の実施期間に変更が生じる場合は、速やかにこの要領に定める対象事業実施期間の変更申請書（様式第3号）をもって変更申請を行う。

6 ファンドレーザーの責務

- (1) ファンドレーザーは、対象案件としての確認申請に当たって、あらかじめ、起案者に対してこの要領、別紙の事業スキーム図及び調達実績などを用いて制度の概要等について説明を行うものとする。

- (2) ファンドレーザーが行う支援活動については、各者の特性や資産を生かした各々の方法や内容で行うことを可能とするが、クラウドファンディングによる資金調達において基礎となる以下の各号に掲げる点については、あらかじめ、支援の要否をファンドレーザー側から起案者に確認し、起案者がファンドレーザーによる支援を求めた事項については、自ら又は第三者を通じて確実かつ誠実に支援を行うものとする。

- ① 調達に係るプラットフォームの比較検討や紹介・斡旋、及び掲載申請
- ② プラットフォームへの掲載に当たって必要となる記事の執筆や画像等の素材の制作・編集
- ③ 掲載対象となる事業やプロダクトの企画立案及びその実現に当たって必要な取引先等とのマッチング
- ④ 調達目標額の検討や目標達成に向けた計画・戦略などの策定
- ⑤ 寄附者又は購入者などの獲得に必要な広報及び具体的な寄附者や購入者などの紹介・斡旋

- (3) 事業を実施する中で、問題が発生した場合には、ファンドレーザーが、起案者との合意を形成しながら問題解決するよう努めるものとする。

7 助成内容

ファンドレーザーによる支援の下、起案者がクラウドファンディングによる資金調達に取り組み、資金調達を行った場合、当該調達額に応じた助成金をファンドレーザーへ支払う。

なお、助成金の額は、起案一件あたり 1,000,000 円を上限に調達額の 20%とする。

※ 助成金の額については、資金調達達成額が当初設定した額を上回った場合でも申請時の設定額に基づいた額を上限とする。

8 申請の手続き

(1) 提出書類

① 申請書（様式第 1 号） 1 通

② 企画書（任意様式） 3 通

作成に当たっては、下記の内容を含めてください。

ア 企画タイトル

イ 企画概要

ウ 企画立案までの背景や経緯

エ 企画実施に係る応募者と協力者及び役割

オ ターゲット設定、及び設定理由

カ 事業期間内、及び事業終了後のスケジュール計画

※ 事業完了の認めとする、資金調達後の事業着手点について記載ください。

キ 販売経路、及びプロモーション計画

ク 過去の実績（ファンドレーザー）

※ 表紙へ、当該事業名の「佐賀型観光プロダクツ造成プロデュース事業」と「起案事業者名」「作成年月日」を記載ください。

※ 各ページへ、ページ番号を記載ください。

※ 企画意図が伝わるよう、写真を含めイメージ等の挿入をお願いします。

(2) 申請期間

令和 5 年 4 月 13 日（木）から令和 5 年 12 月 28 日（木）

ただし、申請された助成額が全体予算額に達し次第、締切とします。

(3) 相談窓口

申請前に内容についての相談窓口を佐賀県観光連盟内に設置します。事前に電話等で予約の上、関係書類等をご用意いただきご相談ください。

相談予約先については、13 問合せ先までご連絡ください。

※ 相談方法については、オンライン会議システムを使用した相談も可能です。

相談期間は、4 月 13 日（木）から申請期間終了まで

(4) 申請方法

申請期間内に上記のとおり提出書類を 13 提出先までご持参ください。

9 対象事業の認定

(1) 認定審査

審査の結果については、適正な申請書の受理後 1 週間程度で連盟から申請者宛てに文書で通知します。

(2) 審査方法

4 対象事業に適した内容、又は下記の評価基準により採点し、認定を行う。

【評価基準】

- ・ 資金調達の達成が期待できる起案内容であるか
- ・ 起案内容の将来性に、佐賀県への誘客効果が見込めるか
- ・ 佐賀県の地域資源が活用されているか
- ・ 地域活性化や地域経済への波及効果が期待できる企画
- ・ 佐賀県の新たな魅力発掘に繋がる内容であるか
- ・ 実現可能と認められる内容であるか

10 助成金の交付及び条件

認定事業に選定された申請者は、交付を受けるため、次の手続きを行ってください。

(1) 助成金交付申請書の提出

佐賀型観光プロダクツ造成プロデュース事業助成金交付要綱で定める「助成金交付申請書」（様式第2号）を提出してください。

(2) 完了報告

事業完了後、事業実績について要綱で定める「実績報告書」（様式第5号）を提出してください。

(3) 助成金の請求

実績報告に基づき助成金額を確定し通知しますので、通知に基づき要綱で定める「請求書」（様式第6号）を提出してください。

※ 交付決定前の事業については助成の対象外です。

11 情報発信への協力

当連盟は採択された事業について、当連盟ホームページ（あそぼーさが）を含めた各種情報発信媒体等により情報発信を行うことがある。

採択事業者はこのことを了承し、取材対応及び写真提供等の依頼があった場合は可能な限り協力すること。

12 注意事項

(1) 佐賀型観光プロダクツ造成プロデュース事業は県からの補助金を財源としています。県の交付決定が無い場合は事業を実施できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。

13 問合せ・提出先

一般社団法人佐賀県観光連盟 経営・地域支援部 担当：吉野・平川

〒840-0041 佐賀市城内一丁目1-59

TEL : 0952-26-6754 FAX : 0952-26-7528
E-mail : asami-yoshino@saga-kanko.jp